

はじめに：研究会の目的と成果

佐藤 宏

人は自らの仕事場での目を通して世界を見る。労働市場における成功ないし失敗は、家族がその必要と希望を満せるか否か、少年少女が相応の教育を受けられるか否か、あるいはまた、若者が職歴を築けるか、それとも街頭に放り出されるかを決定する。・・・仕事の喪失は尊厳と誇りを傷つけ、心理的圧迫や健康上の問題を生み出し、社会の統合を掘り崩す。

人々が最も直接的にグローバリゼーションから影響を受けるのは、その仕事と雇用を通じてである。このようにして、人々はグローバリゼーションの機会と利点を、そのリスクと排除ともどもに味わうのである。グローバリゼーションからの利益が広く共有されるためには、国、企業そして人々が、グローバルな機会を仕事と収入とに転化しなければならない。*(A Fair Globalization: Creating Opportunity for All, World Commission on the Social Dimension of Globalization, February 2004, p. 86)*

I

経済のグローバル化とともに世界経済の変化は、貿易、金融、情報、労働力など幅広い分野を通じて進行しているが、途上国の雇用・労働問題に与えるグローバリゼーションの影響は研究の比較的手薄な分野であった。インドをはじめとする南アジア諸国においても、周知の情報技術産業をはじめとして、新たな雇用が創出されるいっぽうで、官民を問わず、総量としての正規雇用の縮減や、雇用の非正規化が進んでいる。グローバリゼーション下における雇用の「創出」と「喪失」をともに、視野に入れた雇用・労働問題に関する包括的な研究が不可欠となっているのである。

冒頭の引用が示すまでもなく、雇用・労働問題はグローバリゼーションをめぐる評価のうえで、重要な論争の分野になっている。グローバリゼーション下の経済改革によって雇用の柔軟化(flexibility)、労働者保護立法の緩和などの諸政策が多くの政府によって進められるいっぽう、雇用の縮小や非正規化、そして格差の拡大、あるいは直接投資への誘因としての有効性といった観点から、こうした政策に対する疑問も提示されている(例えば*International Labour Review*, Vol.141, No.1/2, 2002におけるJ. Stiglitz論文¹)。ILOが近年になって、“Decent Work Agenda”を提唱しているのも、雇用・労働問題のこうした論争的な性格を反映している。

こうした本課題の論争的性格を意識しつつ、貿易・投資に比べて立ち遅れた雇用・労働問題に焦点をあてて、グローバリゼーション下の南アジアの経済・政治変動の現状を明らかにすることが、本研究会の課題である。とりわけ初年度の本年度では、先行研究における方法論、視角などに再検討を加えつつ、開発経済学の専門家、途上国労働経済の専門家を加え、地域研究と、これらディシプリンとの積極的研究交流をはかりながら、課題の具体化に取り組んだ。

II

本研究会で扱われている論点を理解する一助として、ここでは、インドにおける最近の雇用・労働問題の現状に触れておこう。

90年代以降のインドの経済自由化は、産業許認可制度に象徴される規制的枠組の解体を手始めに、公営部門の縮小、民間部門への活動分野の開放、対外取引の自由化などに取り組み、この15年間に平均して年率6%程度の経済成長を達成した。しかし、雇用の成長は、おむねサービス部門に偏り、農業、製造業部門での雇用の停滞が目立った。経済自由化の成果を「輝くインド(India Shining)」というスローガンに託して臨んだ2004年の連邦下院選挙で、与党のインド人民党主導の連合政権は、大方の予想に反して敗退し、国

¹ Stiglitz, J. 2002. “Employment, Social Justice and Social Well-being.” *International Labour Review*, Vol. 141, No1/2, pp.9-32

民会議派主導の連合政権への政権交代がおこなわれた。政権交代の背景となる要因としては、一見好調なマクロ経済の陰に潜んでいた雇用の停滞という現象を読み取ることも可能である。新しい連合政権が、労働関係諸法（とりわけIndustrial Disputes Act）の改革、公務員積立基金(Provident Fund)の積立利子率引き下げや市場運用の拡大といった前政権からの市場経済化改革を継承しながらも、他方で、全国農村雇用保障法(National Rural Employment Guarantee Act) の制定²やインフォーマル・セクター (unorganized sector) 労働者を対象とする社会保障制度の提案、あるいは民間部門への雇用留保 (reservation) 制度の適用など、セイフティ・ネット政策を同時に提起せざるをえないのも、インドの市場経済化における問題の所在を反映している。これに、日系企業においても近年目立つ労働争議³、さらには空港近代化計画（特にムンバイ、デリー）をめぐっておこなわれた、最近の半年間で2度にわたる空港ストライキなどを入れれば、インドの経済政策における雇用・労働問題の比重は、経済自由化政策が導入された90年代以降、かつてなく高まっているといえよう。逆に言えば、雇用、労働問題を抜きにインドの市場経済化の今後の軌跡は占えないということでもある。

III

本研究会では、当初の研究課題としてあげた、開発と雇用・労働問題の理論的検討、インフォーマル・セクター論、女性労働、縫製産業にみるような輸出加工産業における労働問題、NGO活動における雇用創出、社会的弱者に対する雇用上の優遇政策などの諸課題を、ある程度漏れなく扱うことができた。そのなかで、多角的繊維協定（MFA）失効後のインド、バングラデシュ、ス

² 2005年8月制定。同法は、同年5月に制定された「情報への権利法(Right to Information Act)」による末端行政の公開性の担保とあわせて、セットで考えられている。

³ ハリヤナ州グルガオンのHonda Motorcycles and Scooters India社、カルナータカ州バンガロール（ベンガルール）のToyota Kirloskar Motor Ltd社。前者については、Adve, Nagraj, “Living to Fight Another Day, The Attack on Honda’s Workers.” *Economic and Political Weekly*, September 10, 2005, pp. 4015-9 がある。

リランカにおける縫製産業とその雇用問題に関しては、現地研究者・機関との共同研究の成果として英文の報告書が別にとりまとめられた。本報告書でのパキスタンの事例と併せれば、協定失効直後の南アジアの繊維産業における最新の動きを伝える貴重な成果が提供されたものと確信している。

本書収録の諸論文について、要旨はそれぞれの論文の冒頭に掲げられていて、本報告書におけるその位置づけについて略記しよう。

木曾順子論文は、筆者による著書『インド　開発のなかの労働者—都市労働市場の構造と変容』(日本評論社、2003)刊行以降の、インドにおける雇用・労働問題研究の新たな展開をレビューしている。とりわけ、本研究会との関連で言えば、経済自由化政策のもとにおける雇用・労働問題の新たな展開を、労働化率の変化、IT産業などの新規雇用、その一方での非正規雇用やいわゆるインフォーマル・セクターの動向、労働争議の形態などに焦点をあてつつ、研究レビューの形をとって紹介される。今日のインドにおける雇用・労働問題の所在を、本章から的確に読み取ることができる。

辻田祐子論文(A.ミトラ⁴との共同論文)は、農村から都市への移住者世帯の定着過程を、デリーのスラム地区について検証し、スラム地区に居住する移住者が、いわゆる「雑業的」な職業(同論文の興味深い巻末付表参照)に従事しつつ、定着性を強めている状況を確認する。労働力移動の理論的背景で言えば、ルイス的な農村過剰人口論よりは、都市労働市場の複層性に着目するインフォーマル・セクター論に適合する状況が描かれる。このことは、政策的に言えば、これら移住者に関する政策的焦点が、都市における雇用、所得等の安定に向けられる必要性を示唆するのである。木曾論文がレビューした「インフォーマル・セクター」における雇用問題の具体的な事例として、辻田論文を参照されたい。

牧野百恵論文は、主として労働コストの国際比較の観点から、パキスタンの衣料産業の競争力を論じている。女性労働を広範に取り込み、廉価な労働

⁴ Arup Mitra, Institute of Economic Growth, Delhi University、本研究所客員研究員(2005.10 - 2006.5)。

力に依存し、低賃金を国際競争力の武器にするという、縫製産業に関するわれわれの一般的なイメージは、パキスタンについては、そのままでは該当しない。むしろ、競合するインド、バングラデシュ、あるいは中国などとの比較においても、パキスタンの労賃は比較的に高く、その原因は出来高払いの男性縫製工（ミシン工）の存在に求められるという興味ある指摘がなされている。本論文は、インド、バングラデシュ、スリランカに関するポスト MFA の縫製産業を分析した別刷りの英文報告書と併せて、南アジアの縫製産業が直面する課題の多様性を理解する一助ともなるであろう。

本報告書の最後の 2 篇では、貧困層、社会的弱者層の雇用問題に焦点が当てられる。佐藤隆広論文では、貧困緩和計画をつうじる雇用、所得創出の可能性が論じられる。一般に貧困緩和計画については、末端行政、地方政治のあり方が、その実効性に大きな影響を与えること、したがって、行財政権限の地方への移譲、移管などのいわゆる「地方分権化」が、貧困緩和計画の遂行に有益な効果を及ぼすと考えられている。こうした観点から、インドでは 1993 年に第 73 次憲法改正が行なわれ、村落末端に至る地方団体の代議制（選挙制度）が強化された。佐藤隆広論文はこの改正による、全国的な「地方分権化」が、期待通りの効果を挙げているか否かを、貧困緩和計画の受益層の変化の有無を検出することで検証する。貧困緩和計画には、小規模雇用の創出による、貧困世帯の所得支持政策なども含まれ、計画の実施による、農村下層民の低雇用、失業に対する歯止め効果が期待される。インドでは、2005 年に成立した全国農村雇用保障法（NREGA）による雇用創出事業が約 200 県を手始めに、2006 年 2 月から実施に移されようとしている。その成果を占うえでも、地方分権の有効性を検証することはきわめて重要である。

佐藤宏論文は、2004 年 5 月に成立した国民會議派を中心とする連合政権が打ち出した、指定カースト（不可触民）、指定部族への差別的優遇措置、とともに、民間部門への雇用割当政策をめぐる政策論争を取り上げる。経済自由化政策の下で、これら周縁層が雇用面で不利な立場に追い込まれる可能性は、例えば、従来雇用割当が実施されてきた公共部門が縮小されることからも予

想されるが、果たしてその補償策として民間部門に留保制度を拡張すべきか否かが争われている。筆者は、これらの周縁層が市場経済化の流れに置き去りにされる可能性を防ぐためには、この政策論争が、「留保か否か」ではなく、より多様な優遇制度の模索につながらねばならないとする。